伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿（R8.10.8現在）

No.	組織区分名	委員職名	委員名	協議会職名
1	伊達市	市長	須田　博行	会長
2	福島大学	経済経営学類 准教授	村上 早紀子	副会長
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇　渚彩	
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	菅野　稔浩	
5	伊達警察署	交通課長	山田　一貴	
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査課長	鷹木　譲	
7	福島県保原土木事務所	所長	三品　和彦	
8	伊達市建設部	参事兼建設課長	鈴木　健光	
9	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸　紳一郎	
10	福島交通株式会社	福島支社乗合営業課長	八巻　健	
11	東日本旅客鉄道株式会社福島事業本部	副長	栁沼　圭佑	
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	冨田 政則	
13	一般社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	大村　雅恵	
14	伊達地区タクシー協議会	会長	寺島　大樹	
15	伊達市商工会	会長	渡邊　武	
16	保原町商工会	会長	佐藤　晃司	
17	私鉄福島交通労働組合	福島支部長	国嶋　章	
18	自交総連東北地連福島県協議会	議長	渡辺　良春	
19	伊達川東地区協議会	会長	佐藤　富雄	
20	梁川町自治組織連絡会	会長	名谷　勝男	監査
21	ＮＰＯ法人保原中央自治振興会	理事長	齋藤　徹雄	
22	掛田自治協議会	会長	佐藤　吉彦	
23	月舘地域自治組織連絡協議会	会長	千葉　康生	
24	伊達市PTA連絡協議会	副会長	岡崎　晶彦	
25	伊達市連合婦人会	上保原婦人会長	遊佐　範子	
26	伊達寿会連合会	会長	片平　博行	
27	伊達市社会福祉協議会	常務理事	原　好則	監査

資料１

報告第１号

令和８年度第２回伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会の報告について

１.運賃協議分科会の開催日
令和８年９月 28 日（書面開催）

２.運賃協議分科会委員
伊達市市民生活部長（委員長）　野田　善和
福島交通福島支社　乗合営業課長　八巻　健
国土交通省東北運輸局福島運輸支局首席運輸企画専門官　日脇　渚彩
伊達川東地区協議会　会長　佐藤　富雄
NPO 法人保原中央自治振興会　理事長　齋藤　徹雄

３.協議の内容
イオンモール伊達の開業に合わせ、既存の「北部長岡」のバス停留所をイオンモール伊達の敷地内に移設する。これに伴い、運行経路の一部に変更が生じるとともに運行距離が 400ｍほど延びるため、運賃の変更について協議するもの。

４.バス停留所の変更日
令和８年 11 月 17 日（火）

５.市民からの意見募集
分科会の開催に先立ち、令和８年９月 11 日（金）～17 日（木）までホームページを通じて、広く市民の意見を募集したが、意見は寄せられなかった。

６.事務局案の提示
今回の運行経路の変更は、バス停留所の移設に伴う軽微な変更であり、市民からの意見も寄せられなかったため、運賃の変更は行わないこととしたい。

７.運賃協議分科会の意見
特になし

普通旅客運賃表(協議運賃)

路線名　伊達ーあぶ急線
起終点　保原総合公園----伊達駅　間

運賃表の見方
●（区会停留所）・・・運賃表算出の基本となる停留所です。
▲（指定停留所）・・・矢印の向いている方向と同じ停留所の運賃となります。
例） 富士通アイソテック前は保原駅、高子団地は高子駅の運賃と同額となります。
○（外方停留所）・・・乗車する方向により運賃が変動します。
乗車の場合は１つ前の乗車場所、降車の場合は１つ先の降車場所の運賃となります。

4180 上
伊達ーあぶ急

	●	保原総合公園
1.3	\|	
	●	伊達市役所
1.1	\|	
	●	村岡入口
0.8	\|	
	●	保原駅
0.6	\|	
	▲	富士通アイソテック前
1.1	\|	
	●	京門
0.7	\|	
	○	上保原駅
1.0	\|	
	●	岩谷山
0.4	\|	
	▼	高子団地
0.4	\|	
	●	高子駅
0.8	\|	
	○	箱崎南西道
0.7	\|	
	●	北福島医療センター
0.6	\|	
	●	箱崎
0.8	\|	
	●	伊達総合支所
1.2	\|	
	●	イオンモール伊達
1.0	\|	
	○	聖光学院前
0.7	\|	
	●	伊達駅

4191 下
伊達ーあぶ急

	●	伊達駅
0.6	\|	
	○	聖光学院前
1.0	\|	
	●	イオンモール伊達
1.2	\|	
	●	伊達総合支所
0.8	\|	
	●	箱崎
0.5	\|	
	●	北福島医療センター
0.7	\|	
	○	箱崎南西道
0.8	\|	
	●	高子駅
0.4	\|	
	▲	高子団地
0.4	\|	
	●	岩谷山
1.0	\|	
	○	上保原駅
0.7	\|	
	●	京門
1.1	\|	
	▼	富士通アイソテック前
0.6	\|	
	●	保原駅
0.8	\|	
	●	村岡入口
0.8	\|	
	●	伊達市役所
1.2	\|	
	●	保原総合公園

中段：実施運賃
下段：距離（km）

(税込み料金)

	伊達駅	イオンモール伊達	伊達総合支所	箱崎	北福島医療センター	高子団地 高子駅	岩谷山	京門	保原駅 富士通アイソテック前	村岡入口	伊達市役所	保原総合公園
伊達駅		200	200	220	240	300	340	410	480	500	500	500
		1.7	2.9	3.7	4.3	5.8	6.6	8.3	10.0	10.8	11.9	13.2
イオンモール伊達	200		200	200	200	250	290	380	470	480	500	500
	1.2		2.0	2.6	4.1	4.9	6.6	8.3	9.1	10.2	11.5	
伊達総合支所	200	200		200	240	280	370	460	480	500	500	
	0.8	1.4		2.9	3.7	5.4	7.1	7.9	9.0	10.3		
箱崎	200	200	200		200	230	310	390	430	490	500	
	0.6	2.1	2.9		4.6	6.3	7.1	8.2	9.5			
北福島医療センター	200	220	310	390		430	490	500				
	1.5	2.3	4.0	5.7		6.5	7.6	8.9				
高子団地 高子駅	200	230	320	360	420		480					
	0.8	2.5	4.2	5.0	6.1	7.4						
岩谷山	200	260	300	360	430							
	1.7	3.4	4.2	5.3	6.6							
京門	200	270	340	410								
	1.7	2.5	3.6	4.9								
保原駅 富士通アイソテック前	200	230	310									
	0.8	1.9	3.2									
村岡入口	200	260										
	1.1	2.4										
伊達市役所	200											
	1.3											
保原総合公園												

資料２

議案第１号

コミュニティバス「伊達-あぶ急線」の運行経路の一部変更について（案）

コミュニティバス「伊達-あぶ急線」の運行経路の一部変更について、次のとおり承認を求める。

令和８年 10 月８日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会　長　須田　博行

運行経路の一部変更について

（１）変更の概要

イオンモール伊達の開業に合わせ、既存の「北部長岡」のバス停留所をイオンモール伊達の敷地内に移設するもの。これに伴い、運行経路の一部に変更が生じるとともに、運行距離が 400ｍほど延びる。

（２）変更日

令和８年 11 月 17 日（火）

（３）運賃について

令和８年度伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会の協議結果により変更なし

（４）今後の手続き

①道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる協議が調っていることの証明書

②道路運送法施行規則第４条第２項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書

運行事業者を通じて、国土交通省東北運輸局福島運輸支局へ上記①および②の証明書を提出する。

伊達－あぶ急線運行経路



※黄色枠は新規

北部長岡のバス停留所をイオンモール伊達の敷地内へと移設する。

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和８年９月 28 日に実施した令和８年度第２回伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

（１）種　類　　普通旅客運賃

（２）　額　　別紙運賃表のとおり

（３）適用方法　　福島交通株式会社が令和 7 年 4 月 18 日付、東自旅第 18 号で認可を受けた運賃の適用方法【別紙】

２．運賃を適用する路線又は営業区域

伊達－あぶ急線

●往路/復路

起　点　福島県伊達市保原町大泉宮脇 121-4

終　点　福島県伊達市細谷 46 内

粁　程　13.2 ㎞/12.6 ㎞

３．適用する期間又は区間その他条件を付す場合には、その条件

令和８年 11 月 17 日

令和８年　　月　　日

伊達市地域公共交通活性化協議会

運賃協議分科会　会長　野田　善和

【別紙】

運 賃 の 算 出 基 礎

1. 運賃計算賃率

2キロメートルまで	基準賃率の　2倍
2. 1キロメートル～10. 0キロメートル	基準賃率60円00銭
10. 1キロメートル～20. 0キロメートル	基準賃率の　0. 8倍
20. 1キロメートル～30. 0キロメートル	基準賃率の　0. 7倍
30. 1キロメートル以上	基準賃率の　0. 6倍

2. 運賃の制度形態

対キロ区間制

3. 小児運賃

大人普通旅客運賃の半額

4. 適用方法

福島交通株式会社が令和7年4月18日付、東自旅第18号で認可を受けた運賃の適用方法

道路運送法施行規則第４条第２項に基づく地域公共交通会議等において
協議が調っていることの証明書

令和8年 10 月８日に開催した令和８年度第５回伊達市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている路線又は営業区域
乗合バス　伊達－あぶ急線

２．協議が調っている運行系統又は運送の区間
停留所の移設

３．適用する期間又は区間その他条件を付す場合には、その条件
運行開始予定日　令和8年 11 月 17 日

令和8年　　月　　日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長　須田　博行

【別紙1】

協議が調っている運行系統又は運送の区間

（停留所の移設）

1．イオンモール伊達（停）

新 ： 福島県伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業地内（上り）
福島県伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業地内（下り）

旧 ： 福島県伊達市原島 58-1 地先（上り）
福島県伊達市原島 106-1 地先（下り）